

33 国民健康保険条例と租税法律主義

旭川地裁平成一〇年四月二一日判決

(平成七年行ウ)第一号・第二号、平成八年(行ウ)第五号
国民健康保険料賦課処分取消等請求事件)

(判時一六四一号二九頁)

国民健康保険条例と租税法律主義

〈事実の概要〉

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うための制度であり(国民健康保険法二条)、社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的としている(二条)。保険給付を行う主な主体は、東京都特別区を含む市町村である(三条)。市町村は、国民健康保険事業に要する経費に充てるために、保険料を徴収するか保険税を課すかのいずれかを選択しなければならない(七六条)。保険料の徴収に関する事項は、条例で定めることとされている(八一条)。

旭川市は、保険料方式を選択し、旭川市民健康保険条例(昭和三四年旭川市条例五号。以下「本件条例」)を定めていた。本件条例によると、各被保険者が納付すべき保険料の金額は、次のような手順で算出する。まず、事業に要する費用の見込額から収入の見込額を控除したものを基準にして、当該年度における「賦課総額」の基礎となる「賦課総額」の内容が意味不明である点、被告が保険料の算出過程

〈請求認容〉

ものと解される。

そして、地方自治に関する憲法九二条に照らせば、地方自治の本旨に基づいて行われるべき地方公共団体による地方税の賦課徴収については、住民の代表たる議会の制定した条例に基づかずして租税を被保険者が納付すべき金額は、所得割・資産割・被保険者均等割・世帯別平等割の合計額として定まる(九条)。本件条例の文面上、保険料率は定率や定額では定められておらず、毎年度の賦課総額からその都度逆算する規定振りとなつていて(二二条)。

原告Xは、平成六年度ないし八年度について国民健康保険料の賦課処分(以下「本件処分」と受けた。Xは、旭川市を被告とし、本件処分の取消しを求めて出訴。Xの主張は、本件条例が憲法八四条に違反して無効であるというものであり、その理由として、保険料率が定率であるものであること(特に被告市において賦課徴収方法について市税条例が準用されていること)、③その収入の約三分の二を公的資金でまかない、保険料収

において種々の裁量を加えている点をあげた。

〈判旨〉

(一) 「いわゆる租税法律主義とは、行政権が法律に基づかずして租税を賦課徴収することはできないことにより、行政権により恣意的な課税から国民を保護するための原則であつて、憲法八四条の……規定は、この原則を明らかにしたものと解される。

(二) 「租税法律(条例)主義は、行政権の恣意的課税を排するという目的からして、当然に、課税要件のすべてと租税の賦課徴収手続は、法律(条例)によって規定されなければならないという課税要件法定(条例)主義と、その法律(条例)における課税要件の定めはできるだけ一義的に明確でなければならないという課税要件明確主義とを内包するものである。

(三) 「結局、各見込額を推計して賦課総額を確定する過程においては、被告市によるさまざまな政策的判断が積み重ねられていることが明らかであり、本件条

入は三分の一にすぎないのであるから、国民健康保険は保険というよりも社会保障政策の一環である公的サービスとしての性格が強く、その対価性は希薄であること等の事実に照らせば、このような性質を有する徴収金(保険料)は、保険税という形式を探つていなくても、民主的コントロールの必要性が高い点で租税と同一視でき、一種の地方税として租税法律(条例)主義の適用があると解するべきである。」

「租税法律(条例)主義は、行政権の恣意的課税を排するという目的からして、当然に、課税要件のすべてと租税の賦課徴収手続は、法律(条例)によって規定されなければならないという課税要件法定(条例)主義と、その法律(条例)における課税要件の定めはできるだけ一義的に明確でなければならないという課税要件明確主義とを内包するものである。

したがつて、法八一条が保険料について「賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に關する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。」としたのはたがつて、右地方税条例主義の下においては、地方税の賦課徴収の直接の根拠となるのは条例であることになる。」

(二) 「国民健康保険は、①強制加入制であること、②その保険料又は保険税は選択的とされ、いずれも強制的に徴収されるものであること(特に被告市において賦課徴収方法について市税条例が準用されていること)、③その収入の約三分の二を公的資金でまかない、保険料収

總額を確定する過程においては、被告市によるさまざまな政策的判断が積み重ねられていることが明らかであり、本件条

例八条は、被告市に、賦課総額の確定について、自由な裁量による種々の政策的判断の積み重ねによつてこれを行ふことを許してある規定と解するほかない。したがつて、重要な賦課要件たる賦課総額の確定をこのように広範な裁量の余地のあるままに被告市に委ねた本件条例八条の賦課総額規定は、やはり賦課要件条例主義に反すると言わざるを得ない。

さらに、本件条例八条の「賦課総額」は前記のとおり積極的に定義づけることは困難な概念であり、本件条例自体は上限も下限も画してはおらず、その金額についての確定は被告市に委ねられていることのものであるから、同条の規定が一義的に明確でないことも明らかであり、同条の解釈によつてもそれを明確にできるものでもないから、同条の賦課総額規定は賦課要件明確主義にも違反するといふべきである。」

<解説>

本判決は、旭川市国民健康保険条例八条が、憲法九二条・八四条、および国民健康保険法八一条に違反するとしたものである。

一 地方税条例主義

新たに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件による必要とする（憲法八四条）。これを、租税法律主義といふ。租税法律主義の内容として、課税要件および租税の賦課徴収の手続は、法律で明確に定めなければならない（最大判昭和六

〇・三・二七民集三九巻二号二四七頁—租税判例百選（第三版）一事件〔金子宏執筆〕）。

同様にして、地方団体が課す地方税についても、課税要件は条例で明確に定めることを要するものと解すべきである。租税法律主義になぞらえて、この原則を地方税条例主義とよぶことができる（金子宏・租税法〔第七版〕九四頁、碓井光明・地方税の法理論と実際七三頁）。この点に関する先例としては、国民健康保険税に関する仙台高裁秋田支部昭和五七年七月二三日判決（行集三三巻七号二六一六頁—本百選〔第二版〕36事件〔北野弘久執筆〕、租税判例百選〔第二版〕4事件〔田中治執筆〕、憲法判例百選〔第三版〕206事件〔水野忠恒執筆〕）がある。同判決は、憲法八四条にいう「法律」に地方税についての条例を含むものと解釈したうえで、秋田市の健康保険税条例が憲法九二条および八四条に違反するものとした（原審である秋田地判昭和五四・四・二七行集三〇巻四号八九一頁に

ついては、碓井光明・判評二五五号（判時九五七号）一九頁）。本判決の判旨〔一〕は、右の解釈を踏襲している。

二 保険料と地方税条例主義

判旨〔一〕は、保険料についても保険税と同様、「一種の地方税として」地方税条例主義の適用がある旨判示する。これが、この判決の最大のポイントである。

それではなぜ、保険料にも条例主義が及ぶのか。判旨〔一〕のあげる理由は、①国民健康保険が強制加入制をとっていること、②保険料は保険税と同じく強制的に徴収されること、③国民健康保険の保険料と給付の間に対価性が希薄であること、この三点である。この三つの条件が存在する以上、「保険料」という形式を探求しても、加入強制が始まつて、必ずとも保険給付と対価関係に立たない保険料を強制的に徴収するものである以上、その本質は税と異なる「ものと、本判決は論じている。

たしかに、①住民全員が必ず加入して保険料を納付しなければならず、かつ、②納付を怠る住民に対し督促や滞納処分が行われる制度の下では、保険料の定め方に関して地方議会による民主的統制を及ぼす必要性が高い。この点は判旨〔一〕のみであつて、特定の方式を要求しているわけではない。だが、保険税について秋田市が定率定額方式に移行したようになると、新条例百選〔二〇二頁〔吉村典久執筆〕、新条例集覽〔五八頁〕、保険料についても定率定額で料率を定めることが、被保険者の予測可能性を保障するゆえんである。

なお、校正時の報道によると、控訴審の札幌高裁平成二年一二月二一日判決は、本判決を破棄しXの請求を棄却した。

<参考文献>

本判決の詳説として
工藤達朗・平成二〇年度重判解（ジュリー一五七号）二二頁

工藤達朗・判例セレクト'98（法教二二二号別冊付録）九頁

山田洋・判評四八三号（判時一六六七号）一〇頁

西山由美・ジュリー一六三号（六三頁）

福田素生・季刊社会保障研究三四巻四号四二二頁

（増井良啓）
助教授

について、太田匡彦「社会保険における保険性の在処をめぐって」社会保障法三号八三頁）。

三 本件へのあてはめ

本件条例では、賦課総額は、見込額に基づいて決定する。これでは、保険料の賦課要件を条例によって明確に定めたこ

とにならない。判旨〔二〕自体は、本件条例

八条が違憲・違法である旨を判示するの

みであつて、特定の方式を要求している

わけではない。だが、保険税について秋田市が定率定額方式に移行したよう

に、新条例百選〔二〇二頁〔吉村典久執筆〕、新条例集覽〔五八頁〕、保険料についても定率定額で料率を定めることが、被保険者の予

測可能性を保障するゆえんである。

なお、校正時の報道によると、控訴審の札幌高裁平成二年一二月二一日判決は、本判決を破棄しXの請求を棄却した。